

子育て支援など、豊富な支援策を準備

大分県は新規就農を全力でサポート！

おんせん県おおいたで 農業にどっぷり 浸かってみませんか？

あなたが始めたい
農業にあった
プランをご提案！

就農に必要な
技術や知識を習得できる
研修制度が充実！

経営感覚と実践力を持つ
経営体への
成長を後押し！

P1 大分県の就農支援について

P5 自営就農 新たに農業経営を開始(自らが経営者)

P8 親元就農 親の農業経営を継承(自らが経営者)
親の農業経営に従事

P9 雇用就農 農業法人等で働きたい



おんせん県おおいた

大分県の就農支援

近年、大分県では毎年200人以上の方が様々な形で新たに農業に携わっています。
大分県は、あなたが始めたい農業を全力でサポートします。



大分県の概要

大分県は、九州の北東部に位置し、北側と東側が海に面しています。全部で18の市町村があります。(14市3町1村)



✈ 飛行機 (大分空港まで)

羽田空港から約1時間30分
成田空港から約1時間45分 ※LCCが運航
中部国際空港から約1時間10分
伊丹空港から55分
福岡空港・北九州空港・熊本空港が便利な地域も

🚆 JR (大分駅まで)

新大阪駅から最速約4時間

大阪や神戸からはフェリーも運航!

大分県の新規就農者

新規就農者数の推移



自営・雇用の別



新規就農者の内訳(令和6年度)

新規就農者 **290人** (内:県外からのUIJターン者61人)

自営就農者186人

- 野菜 72人
- 米麦 41人
- 果樹 43人
- 畜産 18人
- 花き 3人
- その他 9人

雇用就農者104人

- 法人経営体 90人
(企業参入関係45、その他経営体45)
- 個人経営体 14人

あなたの目指す農業とはどのようなものですか？

1

独立して自営の農業を始める
(独立自営就農)

2

農業法人に就職する

3

家庭菜園や副業として
農業を始める

大分県就農研修制度を活用！

ファーマーズスクールや就農学校では、
専業農家になるために必要な

- ✓ **栽培技術**を学ぶことができます。
- ✓ **農地の確保**や**農業施設の整備**に対する支援が受けられます。
- ✓ 就農に必要な**資金の支援**が受けられます。

【ファーマーズスクール】研修のスケジュール例

区分	研修1年目	研修2年目	就農1年目
研修	初	修	営農開始
農地確保	協議・契約		就農
施設建設	仕様協議	建設・整備	
資金借入		申し込み・整備	

就農・就業関係相談会を開催しています ※移住関係(主催分)については、東京・大阪・福岡で毎月開催しています。

6～9月	10～12月	1～3月
就農・就業応援フェア(福岡、東京、大分)	就農・就業応援フェア(大阪)	就農・就業応援フェア(東京、福岡、大分)

\ 詳しくはこちら /



大分県のイベント情報、研修・支援制度など各種情報は以下のサイトをチェック！

大分県農林水産業への就業

農林水産業の就農・就業に関する情報や、県内で働いている就業者の皆さんの生の声、イベントのお知らせなど、就業を検討している皆さんが知りたいと思うさまざまな情報を随時追加しています。



イベント情報

県内外の就業や移住の相談会等、イベント情報を掲載しています。

就業者紹介

農業をはじめのきっかけ、最初に相談した所、将来の夢等、働いている方のリアルな声を掲載しています。

研修・支援制度

スムーズな就業に繋げるための研修支援制度を掲載しています。

おおいたで働こう(農林水産業就業総合サイト)

□ <https://nourinsui-start.oita.jp>



おおいたで働こう 公式Instagram

📷 <https://www.instagram.com/oitashinkishugyo/>



就農関係

大分県新規就業・経営体支援課サイト

大分県内外で開催される就農相談会等、イベントの情報や研修及び支援制度等について掲載しています。

□ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/15270/>



農 地

eMAFF農地ナビ

市町村および農業委員会が整備している農地情報をインターネット上でご確認いただけます。 □ <https://map.maff.go.jp>



移住関係

おおいた暮らしの第一歩(移住・交流ポータル)

大分県への移住を検討している方に、転職や住宅などの情報を掲載しています。 □ <https://www.iju-oita.jp>



就農研修制度の紹介

自ら農業を始めた方は「農業技術の習得」、「農地・住宅の取得」、「資金の確保」を苦労した点として挙げています。大分県は、これらの苦労を解消するため、農業経験がない人でも就農するために必要な技術や知識が身につけられる研修制度を設けてサポートしています。

農業技術

就農地(適地適作)でしっかり研修

農地・住宅

就農する市町・JA等がお世話

資金

研修中・就農後に
農業次世代人材投資資金等で後押し

ファーマーズスクール(市町)

就農コーチである農家の圃場において、技術習得のための実習および座学、学んだことを自らが管理する圃場(農地)で実践する模擬経営を行います。



場所 農家(就農コーチ)の圃場

品目 市町の拌進品日
ベリーツ(いちご)、ピーマン、にら、えのき茸、花き、白ねぎ、ぶどう、肉用牛、梨、なす、トマト、きゅうり、ハウスみかん、椎茸(乾・生)等

期間 1~2年間

内容 実習・座学・模擬経営

POINT!

市町が運営していますので、空き家探し(空き家バンク)や農地探しもスムーズに行えます。就農先は研修を受けた市町となりますので、研修中から培った人間関係がきっと役立ちます。

就農学校(JA・農業公社・市町)

研修専用施設において、技術習得のための実習および座学、学んだことを自らが管理する圃場(農地)で実践する模擬経営を行います。



場所 研修専用施設

品目 ピーマン、こねぎ、白ねぎ、梨

期間 1~2年間

内容 実習・座学・模擬経営

POINT!

地域の関係機関が密接に連携して運営していますので、市町が担当している空き家探し(空き家バンク)や農地探しに関する取り組みとの連携もスムーズです。就農先は原則、研修を受けた市町となりますので、研修中から培った人間関係がきっと役立ちます。

就農準備研修(大分県立農業大学校)

大分県立農業大学校では、県内での自営就農や農業法人等への雇用就農を希望する方を対象に、野菜の栽培・管理や農業機械、経営管理等の技術、知識を習得できる研修を実施しています。どの品目が良いかわからない場合は、この研修で経験を積み、より専門的な研修へステップアップすることをお勧めします。

※研修に関するお問い合わせは、大分県立農業大学校研修部までお願いします(連絡先は裏表紙にあります)



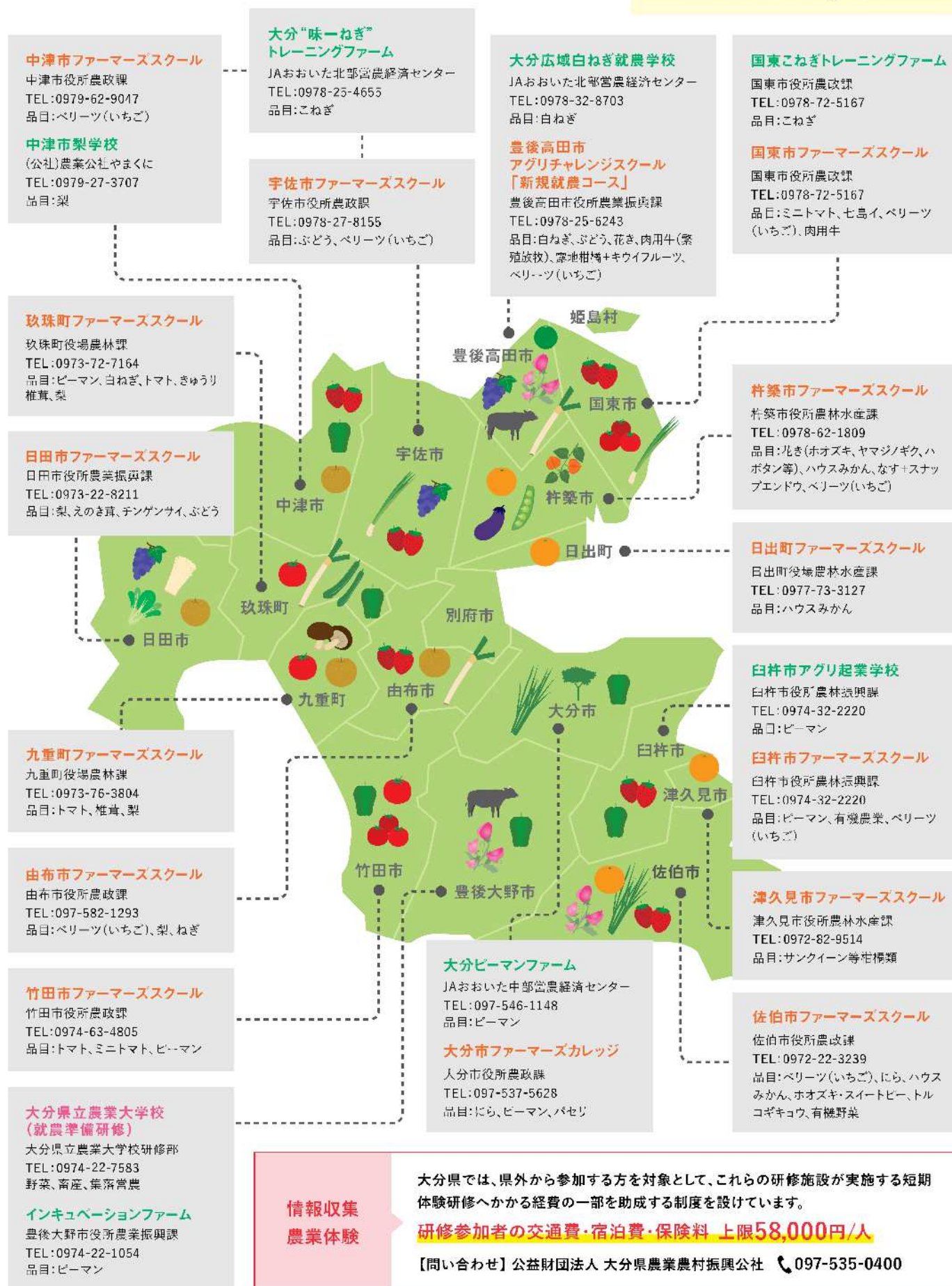
募集スケジュール

コース名	研修期間	募集期間	定員	研修実費
野菜(長期)	11か月間(4月上旬~3月上旬)	1月中旬~2月中旬	職業訓練 12人・一般 8人	44,000円
集落営農	11か月間(4月上旬~3月上旬)	1月中旬~2月中旬	職業訓練 3人・一般 2人	44,000円
畜産	11か月間(4月上旬~3月上旬)	1月中旬~2月中旬	一般 5人	11,000円

ファーマーズスクール・就農学校の設置状況

■ファーマーズスクール(FS) ■就農学校 ■その他研修施設

研修制度について詳しくはこちら
農林水産業・就業総合サイト
「おいたて働こう」



自営就農者のための支援制度

新たに農業を始める、親とは違う分野で農業を始める

新規就農者育成総合対策

新規就農者育成総合対策には、「就農準備資金」と「経営開始資金」の2つがあります。

「就農準備資金」は、農業大学校や就農学校・ファーマーズスクールなど県が認定した研修機関で研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円を最長2年間交付します。

「経営開始資金」は、市町村が作成する地域計画のうち目標地図に位置づけられた認定新規就農者に対し、経営開始1～3年目に年間150万円を交付します。

※交付を受けるためにはいくつかの要件があるので留意が必要です。

就農準備資金の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、**就農前の研修**を後押しする資金(2年以内)を交付

1) 就農予定時の年齢が、50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること

2) 独立・自営就農※1または雇用就農または親元での就農※2を目指すこと

※1 独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になることまたは、農業経営改善計画の認定を受け認定農業者になること

※2 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか、農業法人の共同経営者になる、または、独立・自営就農すること。

3) 研修計画が以下の基準に適合していること

① 都道府県が認めた研修機関等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること

※既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は交付対象

② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと

a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること

b. 先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと

c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く)を締結していないこと

4) 常勤の雇用契約を締結していないこと

5) 原則、前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること

6) 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

7) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

✓ 交付対象の特例

国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する

⚠ 返還について

1. 適切な研修を行っていない場合

交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得していないと判断した場合

2. 研修終了後※1年以内に50歳未満で就農しなかった場合

※就農準備資金の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則4年以内で就農準備資金の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修後

3. 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、農業を継続しない場合

4. 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者または認定農業者にならなかった場合

5. 親元就農を目指す者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、法人については、経営者(共同経営者含む)にならなかった場合、または、独立・自営就農しなかった場合



経営開始資金の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、**就農直後の経営確立**を支援する資金(3年以内)を交付

- 1) 独立・自営就農時年齢が50歳未満の認定新規就農者※で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること
※市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- 2) 独立・自営就農であること
 - ① 農地の所有権または利用権を交付対象者が有している
 - ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りている
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理する
※親元に就農する場合でも、上記の要件を満たし、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする
 - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- 3) 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること
独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む)で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- 4) 地域計画のうち目標地図等への位置づけ
市町村が作成する地域計画のうち目標地図に位置づけられていること(もしくは位置づけられることが確実であること)、または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5) 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- 6) 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、原則として雇用就農資金、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと
- 7) 経営継承・発展等支援事業、経営発展支援事業(初期投資促進事業)による助成を受けていないこと

✓ 交付対象の特例

1. 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資産の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて1.5人分を交付する
2. 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する
3. 令和4年度以降に独立・自営就農した者についても対象となるが、交付は就農後3年度目までとする

⚠ 交付停止について

1. 原則、前年の世帯所得が600万円(次世代資金含む)を超えた場合
2. 青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合。

⚠ 返還について

交付期間終了後、交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合

経営発展支援事業

経営発展支援事業では新規就農者の早期の経営確立を図るため、機械・施設の導入等を支援します。

[通常枠の場合]

- 1) 補助率 国1/2、県1/4、本人1/4
- 2) 支援額 補助対象事業費上限1,000万円(経営開始資金の交付対象者は補助対象事業費上限500万円)
- 3) 主な要件
 - ① 独立自営就農時の年齢が50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意志を有している者、又はその者が経営する法人であること
 - ② 令和6年度又は令和7年度中に独立・自営就農すること
 - ③ 認定新規就農者であること
 - ④ 農業経営を継承する場合は、継承する経営に従事してから5年以内に継承した者
※所得、売上、付加価値額のいずれかを10%増又は生産コスト10%減となる計画が必要
 - ⑤ 地域計画のうち目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
 - ⑥ 雇用就農資金若しくは初期投資促進事業又は経営継承・発展等支援事業の交付を受けていないこと
 - ⑦ 本人負担分について、融資を受けていること

※取組に応じた事業採択方式となっており、希望した人全員が支援を受けられるものではありません。

※認定農業者や親元就農者、法人の方も活用できるメニューがあります(要件あり)ので詳細はお問合せください。

上記以外に大分県では就農初期の方を対象に、所得補填や妊娠・出産時のサポートなどの支援を行なっています。

農業と子育ての両立支援 多岐にわたる大分県の支援策

大分県では「おおいた子育て満足度日本一」を目指し、子育て支援に力を入れています。

研修中の子育て世帯負担軽減対策事業

1) 対象者

- ・就農準備資金等を単身で受給している者
- ・大分県親元就農給付金(準備型)を単身で受給している者

2) 給付金額と給付期間

- ・最大30万円/年、最長2年間

※給付金額の負担割合は県10/10

3) 給付要件

- ・就農時の年齢が50歳未満であること
- ・前年の世帯所得が600万円以下であること
- ・18歳未満の子を養育していること
- ・家賃を支払っていること(住宅を所有していないこと)

農業・子育て応援事業

1) 対象者

- ア. 認定新規就農者
- イ. 認定農業者

2) 給付金額と給付期間

- ・上限11,000円/日、母子手帳交付日～産後12ヶ月

①母子手帳交付日～産後3ヶ月(上限110日)

②産後4ヶ月～6ヶ月

③産後7ヶ月～12ヶ月(②と③あわせて上限180日)

※交付金額の負担割合は①～③で異なります

3) 給付要件

- ・本人又は配偶者がア又はイであること
- ・妊産婦はア、イ又は専従者であること
- ・法人の場合は、本人が一戸一法人の役員であること

女性のための就農支援

農業は女性が活躍できる職業です。県内で活躍する女性農業者の紹介、農業を知っていただく取組や就農後の支援を行っています。



農業に興味がある女性向けの情報発信

- コミュニティページの開設、セミナー、バスツアーの実施
- 女性農業者の紹介

大分市 にら農家



https://youtu.be/QE5*9zHmc7M

由布市 いちご農家



<https://youtu.be/2CkNBirfLwJg>

農業を始めた女性向けの支援

- ともに学び・支え合う仲間づくり「おおいたAFF女性ネットワーク」

「AFF(えー・えふ・えふ)」は、Agriculture(農業)、Forestry(林業)、Fisheries(水産業)の頭文字から取った愛称です。

自身の経営や仕事を主観的・客観的に考え、農林水産業を“もっと自由に”“もっと楽しく”するために、交流活動や勉強会、情報発信等を行っています。AFF会員が主体となって情報発信しています！

＼SNSをチェック！／



Facebook



Instagram

お試し就農への支援

賃貸型就農圃場あります！(スタートアップ圃場)

農業にチャレンジしたい人が、“お試し感覚”で始められる新しいカタチの就農支援です。農地・施設・機械がセットになっており、最大3年間の農家体験が可能。まるでアパートの1室を借りるような感覚で農地をレンタルし、チャレンジできます。



(スタートアップファームたけた)
10aハウス 4区画/10a露地 5区画

＼スタートアップファーム／

スタートアップファームたけた
詳細は竹田市農政課へ
☎0974-63-4805

ゆふ農業スタートアップファーム
詳細は由布市農政課へ
☎097-582-1293

親元就農 農家子弟のための就農支援

大分県では、自営就農者の約半数を農家子弟が占めており、重要な担い手と位置付けています。農家子弟の就農意欲の喚起と定着を図るために、就農時55歳未満の親元就農者に対して給付金を給付する**大分県親元就農給付金**制度を設けています。

親元就農者とは？

3親等以内の者※が経営主である経営体において、専ら農業に従事する方です。

※3親等以内の者：父母、祖父母、兄弟姉妹、おじおば等の親族

どんな種類があるの？

準備型(就農前)

農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する親元就農予定者を支援。

開始型(就農後)

経営を発展するため、親元就農後、農業に専念する者を支援。

大分県親元就農給付金

準備型(就農前)

1) 対象者

- ・ 親元就農予定時の年齢が、原則55歳未満の者
- ・ 就農について強い意欲を有している者
- ・ 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者

2) 給付金額と給付期間

- ・ **最大150万円/年、最長1年間**

※給付金額の負担割合は、県1/2、市町村1/2

3) 給付要件

- ・ 大分県立農業大学校農学部2年生又は研修部生であること

※ただし、研修部の職業訓練生・集落営農コースは除きよす

- ・ 研修期間が概ね1年かつ概ね年1,200時間以上であること

- ・ 研修終了後1年以内に家族経営協定を締結し、かつ就農予定地域の地域計画のうち目標地図に位置づけられること等

※別途、給付の停止及び返還要件があります

開始型(就農後)

親元就農タイプ

1) 対象者

- ・ 親元就農時の年齢が、原則55歳未満で、就農後、1年未満の者
- ・ 就農について強い意欲を有している者
- ・ 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者

2) 給付金額と給付期間

- ・ **最大100万円/年、最長2年間**

※ただし、準備型給付期間を含みます

※給付金額の負担割合は、県1/2、市町村1/2

3) 給付要件

- ・ 家族経営協定を締結していること
- ・ 地域計画のうち目標地図に位置づけられていること
- ・ 家族経営全体の5年後の所得が250万円以上増加となるような経営発展計画を作成し市町村長に認められること
- ・ 家族経営協定に記載されている者の所得が、3年平均で1人あたり400万円以下であること

※別途、給付の停止及び返還要件があります

親元就農法人タイプ

1) 対象者

- ・ 親元就農時の年齢が、原則55歳未満で、就農後、1年未満の者
- ・ 就農について強い意欲を有している者
- ・ 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者

2) 給付金額と給付期間

- ・ **最大100万円/年、最長2年間**

※ただし、準備型及び開始型親元就農タイプとの併給は不可

※給付金額の負担割合は、県1/2、市町村1/2

3) 給付要件

- ・ 事業開始後2年以内に法人化し、又は既に法人化しており、親元就農者が当該農業経営主宰権を有する役員となること
- ・ 専門家派遣を利用し、就業規則の整備等を行うこと
- ・ 法人全体の5年後の所得が250万円以上増加となるような経営発展計画を作成し、市町村長に認められること
- ・ 親元就農先の経営体の売り上げが3年平均で1億円以下であること

※別途、給付の停止及び返還要件があります

中高年のための就農支援

大分県では、県外から移住就農を希望する中高年の方に対し、就農前の農業技術や知識を習得するための研修を後押しする、移住者限定の**大分県中高年移住就農給付金**を準備しています。

大分県中高年移住就農給付金

1) 対象者

- ・ 県外から大分県に移住し就農予定の方
- ・ 研修終了後の就農予定時に50歳以上55歳未満で、独立自営就農を目指す方

2) 給付金額と給付期間

- ・ **最大100万円/年、最長2年間**
(研修期間中に限る)

3) 給付要件

- ・ 大分県認定研修機関で研修を受けること(P4 ファーマーズスクール・就農学校参照)
- ・ 研修期間が1年以上で、かつ年間研修時間が1,200時間以上であること
- ・ 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと
- ・ 研修終了後1年以内に、独立・自営就農(各種要件あり)をすること
- ・ 研修終了後1年以内に、市町村長が認める認定新規就農者となること
- ・ 大分県内へ住民票を移してから概ね1年以内の者であること

※別途、給付の停止及び返還要件があります。

雇用就農 農業法人に就農する

大分県内の農業法人数は、令和6年度末現在1,181法人で、年々増加しています。

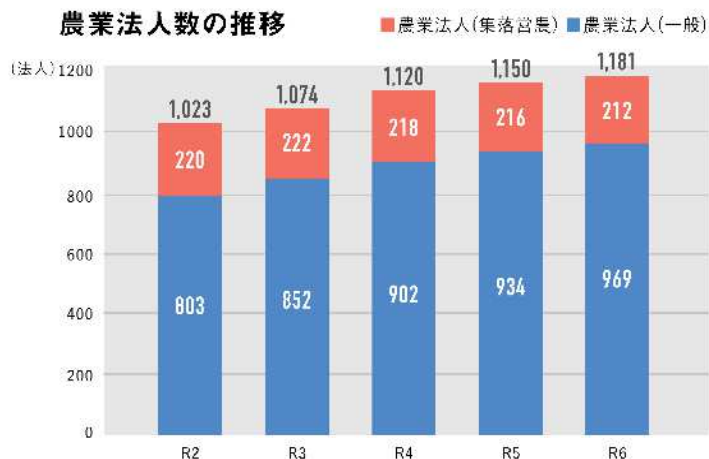
大分県は、特に農業への企業参入を進めており、平成19年から延べ400社が農業参入しました。

新規就農者のうち、毎年約4割が農業法人に就職しており、農業法人への就職というスタイルは、ここ数年定着し、農業法人にとって経営を支える人材として欠かせない存在となっています。

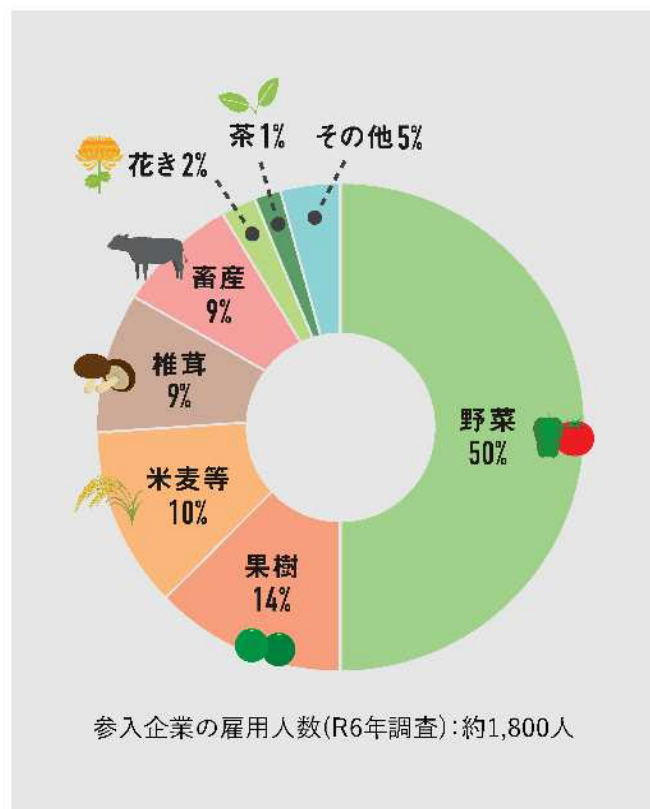
農業法人では就業規則が整備され、労働保険や社会保険、その他福利厚生も整っています。

農業法人への就職を希望される方は、公共職業安定所(ハローワーク)や、無料職業紹介所である大分県農業農村振興公社へお気軽にお問い合わせください。

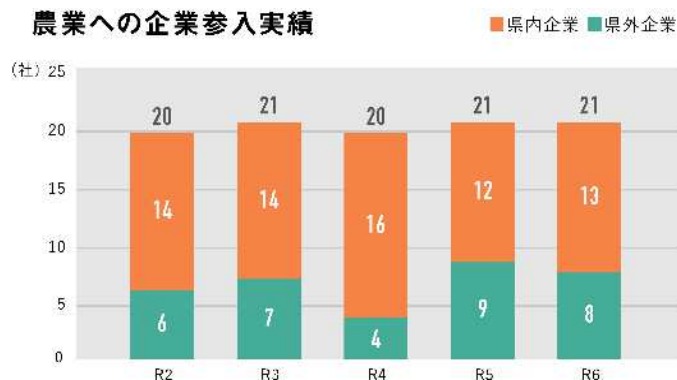
農業法人数の推移



参入企業が取り組んでいる農産物



農業への企業参入実績



農業法人就職までの流れ ※無料職業紹介所(大分県農業農村振興公社)の場合

STEP1



求職申込書提出

「求職票」に希望する仕事(作目など)や雇用に関する事などを記入します。相談員に希望など明確に伝えてください。

STEP2



求人票の閲覧

農業法人や農家からの求人情報を閲覧することができます。

STEP3



紹介

閲覧した情報から希望する仕事があれば紹介をします。

STEP4



面接

双方が理解をするための面接を行います。雇用条件等の不明な点を確認しましょう。

採用! 働きやすい職場をお互いに協力しながら作っていきましょう!

産地担い手ビジョン

「産地担い手ビジョン」とは、これから農業を始めたい方に向けて、産地を担う生産者組織自らが定めた産地の計画です。栽培品目の特徴、新規就農者に目指してほしい経営目標やモデル経営体の紹介、研修支援体制、就農・移住に関する支援制度などこれから農業を始めたい方にとって、役立つ情報を具体的に載せています。

大分県で農家を目指す場合の一例

白ねぎ

大分県の白ねぎ産地紹介

- 大分県の白ねぎの産出量は令和2年44億円あり国産品目では本県最大です。
- 今後は県内の産出額100億円を目標に、生産者団体・農業者団体・行政が総力で取り組んでいます。
- 生産者の経営スタイルは様々で、家族経営から周年雇用を行う大規模経営まであり、産地は海拔0mの干拓地から1,000mの準高標高地まで多岐に渡ります。
- 生産部会の活動は活発で県域部会・地区部会があり、栽培技術や販路促進の研修会や意見交換会が活発に行われています。



白ねぎ栽培のスケジュール

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作成①	収穫・調整	→	播種	→	→	→	→	→	→	→	→	収穫・調整
作成②	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
作成③	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
作成④	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

就農までの流れ



経営目標 ※減価償却費は所得に含む ※経営目標はあくまでも目標であり、保証するものではありません。

就農5年目の経営目標	
品目・規模・収量(単収/10a)	白ねぎ・200a・48t(2.4t)
販売額・所得	1,710万円・472万円
従事者	家族2人・雇用1人

雇用増
規模拡大

モデル経営体の紹介

35歳 就農15年目(H23.3 親元就農)

経営概要 白ねぎ 保有400a・うち耕作田200aで輪作
構成員:家族3名/販路:JA共販/販売額:1,700万円



資源を有効に活用し、環境に配慮した農業を実践しています。農業は環境に左右されやすいため、大変なこともあります。愛情を込めて栽培することで、しっかりと答えてくれます。美味しい白ねぎをたくさん作り、産地の持続的な発展に向けて一緒に頑張りたいです!

私たちがサポートします～技術習得から就農までのサポート体制～

大分白ねぎ連絡協議会

会員:176戸/面積:420ha/販売額:2144百万円(R6年実績)

- 栽培技術、品質向上のための勉強会
- 有利販売に向けた販路促進活動 など

大分広域白ねぎ就農学校

研修会場:約1.2ha/研修棟:105㎡/育苗ハウス:120㎡/農業機械:トラクター、管理機、定植機、動力噴霧機 等

- 栽培、収穫、出荷等の技術指導
- 農業機械の取り扱い指導
- 白ねぎの生産工程、肥料農業及び経営等の習得
- 研修期間は2カ年



充実した就農学校施設



トラクター等の農業用機械を完備

大分県・市町の支援策

大分広域白ねぎ就農学校の運営

カリキュラム、研修内容の作成

- 新規就農に対する各種補助金制度の紹介
- 移住定住支援・市町独自の支援策有り
- 子育て支援・市町独自の支援策有り
- 就農者のための就農風土の確保

産地が求める人材

- ✓ 白ねぎが好きで栽培に熱意のある方
- ✓ 体を動かすことが好きな方
- ✓ 大分県内に住み、地域の方と交流ができる方
- ✓ 研修開始時原則48歳以下の方



ピーマン

経営目標 ※減価償却費は所得に含む ※経営目標はあくまでも目標であり、保証するものではありません。

就農5年目の経営目標	
品目・規模・収量(単収/10a)	ピーマン・15a・27t(18t)
販売額・所得	846万円・402万円
従事者	家族2人

単収増加
複合品目
栽培開始

就農10年目の経営目標	
品目・規模・収量(単収/10a)	ピーマン・15a・28.5t(19t) スイートピー・6a・10万本(17万本)
販売額・所得	1,250万円・608万円
従事者	家族2人・雇用2人(必要に応じて)

ぶどう

経営目標 ※専従者給与は所得に含む ※経営目標はあくまでも目標であり、保証するものではありません。 ※技術レベルが上がり、高品質な果実の生産が可能となった場合。

就農5年目の経営目標	
品目・規模・収量(単収/10a)	ぶどう(夫婦型)・60a・7.2t(1.2t)
販売額・所得	1,500万円・430万円
従事者	家族2人

単収増加
品質向上

就農10年目の経営目標	
品目・規模・収量(単収/10a)	ぶどう(夫婦型)・60a・8.4t(1.4t)
販売額・所得	1,680万円・660万円
従事者	家族2人

詳しくは大分県農林水産部新規就業・経営体支援課まで ☎ 097-506-3586 ✉ a15270@pref.oita.lg.jp

大分県は新規就農者を応援します！

研修制度の紹介

大分県サイト

☐ <https://www.pref.oita.jp/site/shunojoho/nogyokenshu.html>



農林水産業を応援

おおいで働こう
(農林水産業就業支援ポータル)

☐ <https://nourinsui-start.oita.jp>



相談窓口一覧

就農全般	大分県農林水産部 新規就業・経営体支援課	〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1(大分県庁舎本館9階) ☎ 097-506-3586 ✉ a15270@pref.oita.lg.jp ☐ https://www.pref.oita.jp/soshiki/15270/
就農全般 (農業就職相談)	公益社団法人 大分県農業農村振興公社	〒870-0044 大分県大分市舞鶴町1-3-30 STビル8階 ☎ 097-535-0400 ✉ ninaite-02@onk.oita.jp ☐ https://onk.oita.jp
就農準備研修	大分県立農業大学校 研修部	〒879-7111 大分県豊後大野市三重町赤嶺2328-1 ☎ 0974-22-7583 ✉ a15230@pref.oita.lg.jp ☐ https://www.pref.oita.jp/site/140/
移住全般	大分県企画振興部 おおいで創生推進課	〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1(大分県庁舎本館3階) ☎ 097-506-2038 ☐ https://www.iju-oita.jp ※お問い合わせフォームよりお問い合わせください。

大分県東部振興局 農山漁村振興部	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1	☎ 0978-72-0409
大分県中部振興局 農山漁村振興部	〒870-0021 大分市府内町3-10-1	☎ 097-506-5732
大分県南部振興局 農山漁村振興部	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1	☎ 0972-24-8645
大分県豊肥振興局 農山村振興部	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2	☎ 0974-63-1172
大分県西部振興局 農山村振興部	〒877-0004 日田市城町1-1-10	☎ 0973-22-2585
大分県北部振興局 農山漁村振興部	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1	☎ 0978-32-1621

地 域	市町村名	担当課等	住 所	直通電話番号
東 部	別 府 市	農林水産課	〒874-8511 別府市上野口町1-15	0977-21-1133
	杵 築 市	農林水産課	〒873-0001 杵築市大字杵築377番地1	0978-62-1809
	国 東 市	農 政 課	〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地	097-872-5167
	日 出 町	農林水産課	〒879-1592 速見郡日出町2974-1	0977-73-3127
	姫 島 村	企画振興課	〒872-1501 東国東郡姫島村1630-1	0978-87-2282
中 部	大 分 市	農 政 課	〒870-8504 大分市荷揚町2-31	097-537-5628
	臼 杵 市	農林振興課	〒875-0201 臼杵市野津町大字野津市326-1野津庁舎	0974-32-2229
	津 久 見 市	農林水産課	〒879-2435 津久見市宮本町20-15	0972-82-9514
	由 布 市	農 政 課	〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地	097-582-1293
南 部	佐 伯 市	農 政 課	〒876-8585 佐伯市中村南町1-1	0972-22-3239
豊 肥 (ぼうひ)	豊後大野市	農業振興課	〒879-7198 豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1054
	竹 田 市	農 政 課	〒878-8555 竹田市大字会々1650番地	0974-63-4805
西 部	日 田 市	農業振興課	〒877-8601 日田市市島2-6-1	0973-22-8211
	九 重 町	農 林 課	〒879-4895 玖珠郡九重町大字後野上8-1	0973-76-3804
	玖 珠 町	農 林 課	〒879-4492 玖珠郡玖珠町大字沢足268-5	0973-72-7164
北 部	中 津 市	農 政 課	〒871-8501 中津市豊田町14番地3	0979-62-9047
	豊後高田市	農業振興課	〒879-0692 豊後高田市足永町39番地3	0978-25-6243
	宇 佐 市	農 政 課	〒879-0492 宇佐市大字上田1030-1	0978-27-8155